

## 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）等 及びこれらに対する意見募集の結果について

令和3年2月10日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和2年12月16日の第45回原子力規制委員会において国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対する意見募集の実施が了承され、令和2年12月17日から令和3年1月15日まで、行政手続法に基づく意見募集及び任意の意見募集を実施した。

### 2. 意見募集の実施結果

- (1) 意見募集の対象：
  - ・ 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
  - ・ 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）（案）
  - ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（案）
- (2) 意見募集の期間：令和2年12月17日から令和3年1月15日まで（30日間）
- (3) 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX
- (4) 御意見数<sup>1</sup>：9件

### 3. 御意見に対する考え方

御意見に対する原子力規制委員会の考え方については、別紙1-1から1-4までのとおりとしたい。

### 4. 規則の改正案等

上記3. を踏まえ、記載内容の明確化や整合性の確保のために修正を行うこととし（別紙2から4までにおけるハイライト部分は、意見募集時の案からの変更箇所を示す）、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）、国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）（案）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（案）を決定いただきたい。

### 5. 今後の予定

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則については、公布の日から施行する。また、国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領については、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則の公布の日から施行する。

同規則（案）については、委員会決定後速やかに官報掲載手続を実施し、公布する。

<sup>1</sup> 御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づくもので、別紙1-1から1-4までにある御意見の合計数とは一致しない。

また、提出意見、提出意見を考慮した結果等について、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して公示することとしたい。

## 6. 備考

別紙4の改正により原子炉等規制法の保障措置に関する立入検査の実施要領が策定されることを踏まえ、この実施要領に基づく立入検査並びに封印及び装置の取付けについては主管課等の長が専決処理できることとし、これら専決事項に係る原子力規制委員会行政文書管理要領の改正を長官専決で行うこととしたい。

## 7. 添付資料

- 別紙1-1 御意見に対する考え方（案）1 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に関するもの
- 別紙1-2 御意見に対する考え方（案）2 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の制定（案）に関するもの
- 別紙1-3 御意見に対する考え方（案）3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領の全部改正（案）に関するもの
- 別紙1-4 その他の御意見
- 別紙2 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 別紙3 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）（案）
- 別紙4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（案）

## 1 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>&lt;該当箇所&gt;附則            &lt;内容&gt;公布日と施行日が同日であり経過措置に相当する記載がないが、規則改正を踏まえた計量管理規定の変更はいつまでに実施する必要があるのか。</p>	<p>本規則は、公布の日から施行し、同日以降に発見された事象（封印（紙製のものを除く）又は監視装置が正当な理由なく取り外され又は毀損されていること）に適用するもので、経過措置は設けません。</p> <p>また、事業者が定める計量管理規定については、今回の国際規制物資の使用等に関する規則の改正により、変更が義務づけられるものではありません。</p> <p>一方、本規則改正に対応するために、事業者自身で計量管理規定の変更が必要と判断される場合は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 61 条の 8 第 1 項に基づき必要な手続をして下さい。</p>
2	<p>&lt;該当箇所&gt;別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（改正後）            &lt;内容&gt;            「直ちに」との記載について、封印等が毀損した場合の IAEA のフォローアップ活動の要請は 3 ヶ月以内であり、グレーデッドアップロードの観点から、封印等が毀損した場合については「直ちに」を「速やかに」などの表現に見直しいただきたい。</p>	<p>国際原子力機関（以下「IAEA」という。）は、軽水炉等のフォローアップ活動は実在庫検認後 3 ヶ月以内、プルトニウムや高濃縮ウランなどを取り扱う施設のフォローアップ活動はそれより短い期間で実施することとしています。</p> <p>一方、封印又は監視装置が毀損された場合の国際約束に基づく IAEA への特別報告は、IAEA の保障措置手法の有効性が損なわれている期間を最小にするために、原子力規制委員会から IAEA に直ちに行う必要があります。このため事業者から原子力規制委員会への報告も直ちに行っていただく必要があるため、原案のとおりとします。</p>
3	<p>&lt;該当箇所&gt;別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（改正後）            &lt;内容&gt;            報告期日が規定されましたが、「その旨を直ちに」に関しては状況を電話等により連絡、「三十日以内に」に関しては原因および措置を報告書として提出する対応で問題ないか確認したい。</p>	<p>原子炉等規制法第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 4 号若しくは同法第 68 条第 10 項から第 13 項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、改正後の国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項に基づき、その旨を直ちに報告して下さい。その際、文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等による報告を行い、その後、文書による報告を行って下さい。また、その状況、その原因及びそれに対して採った措置については、30 日以内に文書で原子力規制委員会に報告いただくことが必要となります。報告手段を明確化するため、「国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項の運用について（訓令）」の I 2. に、「国</p>

		<p>際規制物資を使用している者が直ちに行う報告は文書によるものとする。文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等による報告とし、その後、文書による報告を行うものとする。」を追記します。報告が必要な内容については「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）」を参考にして下さい。</p>
4	<p>別表の改正後欄の第7条第29項の「毀損」は「き損」と記載したほうが良いと思います。原子炉等規制法第61条の8の2第5項に「き損」と規定されているから。</p>	<p>2010年以降、「毀」は常用漢字ですので「毀損」で問題ありません。なお、行政実務上、表記についての改正は、内容の改正が行われる部分を対象として行うこととされています。</p>
5	<p>別表の改正後欄の第7条第29項の「正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとき」は「正当な理由なく取り外し若しくは毀損したとき」としたほうが良いと思います。発見したときでは遅いから。また、国が実施する保障措置検査の封印検査で「発見」できるから。</p>	<p>事業者の作業中等に誤って毀損した場合や原因不明の場合など、毀損されたことに直ちに気付かない可能性も否定できませんので、発見した時点で直ちに報告することを求めています。</p>
6	<p>改正案では事故損失の報告について「遅滞なく」から「直ちに」に変更されているが、両者の違いは何を意味しているのか？</p>	<p>改正案では、今まで「遅滞なく」報告しなければならないとしていた内容について、即時性が求められる内容と、即時性が求められない内容について書き分け、即時性が求められる内容については「直ちに」とし、それ以外の即時性が求められない内容については、「三十日以内」に報告をしなければならないとしています。</p> <p>核燃料物質の事故損失が発生した場合、その事実関係については、国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除き、国際約束に基づき原子力規制委員会から直ちにIAEAに特別報告を行うこととしています。事故損失が発生したという事実関係のIAEAへの報告は、今までどおり直ちに原子力規制委員会からIAEAに特別報告を行う必要があります。法令用語としては、「直ちに」の方が「遅滞なく」よりも時間的即時性が強いことを意味します。</p>

## 2 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の制定（案）に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	<p>〈該当箇所〉 別添1頁12行目？13行目（I 運用の基本的な考え方第2項）</p> <p>〈内容〉直ちに求められている報告の内容に「推定される原因」が含まれているが、事象発見時、即座に原因を推定して報告することは実運用上困難であることから直ちに報告が必要な内容から「推定される原因」を削除いただきたい。</p>	<p>事象を発見した際の状況を踏まえ、可能な範囲で原因を推定して記載していただければ問題ありません。よって原案のとおりとします。</p>
2	<p>訓令の制定（案）について意見を申し上げます。封印の用途については、原子炉等規制法第六十八条第10項？13項に記載されているとおり、国際規制物資その他の物の移動を監視するためのものと解しております。しかしながら、保障措置目的ではあるものの、この法令の目的とは異なり、効率化や機能維持等の目的で使用している封印も実際あると承知しています。そういった場合も、この法令の範疇と解することができるのかどうか、見解をお示しいただき存じます。</p> <p>今般お示しいただいている委員会規則改正案及び運用（訓令）の制定（案）において、法令の範疇以外と解される場合は、紙製封印と同様、委員会規則（改訂案）に基づくき損時の報告の対象から除外していただきたく、意見申し上げます。</p>	<p>保障措置活動において取り付けられる封印及び監視装置は、検認活動の効率化や監視装置の機能維持、国際規制物資その他の物の封じ込め等の目的であっても、原子力の平和利用を担保するために国際規制物資その他の物の移動の監視の目的を有しています。このため、一時的かつ簡易的に用いられる紙製の封印を除くすべての封印又は監視装置の取り外し又は毀損は、この法令の定める報告の対象となります。</p>
3	<p>ローマ数字1の1. の4行目「工場又は事業所内に」は「核燃料物質計量管理区域内に」のほうが良いと思います。</p>	<p>工場又は事業所内のうち、核燃料物質計量管理区域内以外の場所でも核燃料物質の事故損失が起こる場合も想定されますので、原案のとおりとします。</p>

4	ローマ数字1の1. の5行目の「時点」と7行目の「時点」のふたつの時点をそれぞれどのような場合に適用するのかについての記載が漏れていると思います。	御指摘を踏まえ、「事故損失に関する場合は核燃料物質が工場又は事業所に搬入された時点、封印若しくは装置に関する場合は法第61条の8の2第2項第4号若しくは法第68条第10項から第13項までの規定に基づく国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印がされ、若しくは装置が取り付けられた時点、からそれぞれ適用される。」に修正します。
5	ローマ数字1の1. の6行目「封印」は「封印がされ」としたほうが良いと思います。法第68条第13項に「封印をし」と規定されているから。	御指摘を踏まえて「封印がされ」に修正します。
6	ローマ数字1の1. の6行目「国際規制物資の移動」は「国際規制物資その他の物の移動」としたほうが良いと思います。法第68条第13項の規定のとおり。	御指摘を踏まえて「国際規制物資その他の物の移動」に修正します。
7	ローマ数字1の1. の7行目の「時点」について： 規則第9条に基づく通報を受けて法第68条第10項の封印等については被規制者は知り得るが、法第61条の8の2第2項第4号、法第68条第11項、同第13項の封印等についてはどのようにして知り得るのか？	国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から封印等を取り付けるという事前の通報が無い場合であっても、IAEA又は原子力規制委員会により封印がされる時及び装置が取り付けられる時には事業者が立ち会いますので、その際に知ることができます。
8	ローマ数字1の2. の4行目「とともに原子力規制委員会に報告する」、9行目「当該報告の内容」は削除したほうが良いと思います。同1. の4行目に記載のとおり「報告」は原子力規制委員会へのものだから。	1の2. の4行目の「とともに原子力規制委員会に報告する」にある「報告」は、原子力規制庁が原子力規制委員会に行う報告である一方、9行目の「当該報告」は、国際規制物資を使用している者が、30日以内にしなければいけない報告であるため、「当該報告の内容」を「国際規制物資を使用している者からあった報告の内容」に修正します。
9	ローマ数字3の1. の2行目「国際規制物資を使用している者が管理する責任を有する」について： 一義的に管理する責任を有するのは「原子力規制委員会、IAEA」ではないのか？	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）では、工場又は事業所その他の場所内においてIAEA又は原子力規制委員会によりされた封印（紙製のものを除く。）及び取り付けられた装置の健全性確保のための管理責任については、国際規制物資を使用している者に課しているため、国際規制物資を使用している者が責任を持って管理していただく必要があります。
10	ローマ数字3の2. の丸数字1の1行目「封印又は監視装置の取付け」は「封印をすること又は装置の取付け」としたほうが良いと思います。枠内の記載にあわせて。	原子炉等規制法では、第68条第10項などにおいて、「国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる」という条文があるため、御指摘も踏まえて、「封印をすること又は監視装置の取付け」に修正します。

11	ローマ数字3の2. の丸数字1の10行目「受け付ける。」は「受け付けることとする。」としたほうが良いと思います。委員会が規制庁に要求しているものであるから。	御指摘を踏まえて「受け付けることとする。」に修正します。
12	ローマ数字3の3. の1行目「取り付けた封印又は監視装置」は「した封印又は取り付けた装置」のほうが良いと思います。枠内の記載にあわせて。	原子炉等規制法では、第68条第10項などにおいて、「国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる」という条文があるため、御指摘も踏まえて、「した封印又は取り付けた監視装置」に修正します。
13	4ページの「監視装置」、「監視カメラ」は「装置」のほうが良いと思います。3ページの枠内の記載にあわせて。	原子炉等規制法では、第68条第10項などにおいて、「国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる」という条文があり、本訓令においては、監視するために必要な装置を略して「監視装置」としているものです。また、「監視カメラ」は、「装置」の具体例を示すものであるため、原案のとおりとします。
14	4ページの縦の矢印線に付記された「いいえ（注4）」は横の矢印線に付記したほうが良いと思います。	御指摘を踏まえて横の矢印線に付記します。
15	4ページの注3の1行目「委員会が」は「委員会の職員が」のほうが良いと思います。法第61条の8の2第2項に装置の取付けは職員が行う旨が規定されているから。	原子炉等規制法第61条の8の2第2項の規定に基づき、「原子力規制委員会の指定する職員が」に修正します。
16	4ページの注3の5行目「幅広く」は何を意味しているのか？ 規則案の「直ちに報告」に対応するために24時間365日相談を受け付けるということか？	正当な理由の有無について、国際規制物資を使用している者が判断に迷うこともあるので、本訓令に例示しているものに限らず種々の事情について相談を受け付けるという意味です。
17	<p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>・別添 3頁 封印毀損等に関する報告について 2. 解釈</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>・法令に基づく報告は、核物質の封じ込め／監視に直接影響を与える事案についてのみを対象とするなど配慮いただき、解釈に「バックアップや多重化されているものは除く」等を追記いただきたい。</p>	バックアップ等でされている封印も、国際規制物質その他の物の移動の監視の目的のために実施しています。このため、一時的かつ簡易的に用いられる紙製の封印を除くすべての封印又は監視装置の取り外し又は毀損は、この法令の定める報告の対象となります。
18	<p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>・別添 3頁 封印毀損等に関する報告について 2. 解釈</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>・封印及び監視装置の毀損については判断が難しいことから、解釈に毀損とは「外観から明らかに毀損を判断できる場合」等追記いただ</p>	<p>御指摘を踏まえⅢ 1. 目的における「正当な理由なく取り外され又は毀損されていること」の直後にカッコ書きで「外観から明らかに判断できる場合に限る。」と追記するとともに、Ⅲ 3. 運用上の留意点の注釈（注1）にも追記します。</p> <p>なお、外観から明らかに取り外し又は毀損と判断できる場合の例は以下のとおりです。下記の例もⅢ 3. 運用上の留意点の注釈に追</p>

	<p>きたい。</p>	<p>記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封印のワイヤーが切れている又は切れかかっていることが確認された場合</li> <li>・ 監視カメラのへこみやガラスの破損等の外部損傷が確認された場合</li> <li>・ 監視カメラの架台の損傷等により、監視カメラが適切に設置されていないことが確認された場合</li> </ul> <p>また、報告対象をより明確化するため、Ⅲ 2. 解釈①における「取り外し若しくは毀損の原因が自然現象などの不可抗力であり」は、「自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、国際規制物資を使用している者が事前に適切な対策により防止することが困難である場合といった、」とします。Ⅲ 3. 運用上の留意点の注釈の記載も同様にします。</p> <p>判断に迷う場合には原子力規制庁までお問い合わせください。</p>
19	<p>コメント対象箇所：1 運用の基本的な考え方 （前略）法第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 4 号若しくは法第 68 条第 10 項から第 13 項までの規定に基づく国際規制物資の移動を監視するために必要な封印若しくは装置が取り付けられた時点から適用される。</p> <p>コメント：国際規制物資の移動を監視するため「以外」の封印は適用対象外でよいか確認したい（例：施設の設計情報や標準分銅を収めたキャビネットに取り付けられた封印）。</p> <p>コメント背景：法第 68 条第 11 項・第 13 項では「国際規制物資その他の物の移動を？」と記載があるため、上記の例のような封印のき損も改正後の報告対象と思われる。一方で、訓令の記載では、国規物の移動に限定された記載となっているため、確認したい。</p>	<p>封印は全て国際規制物資その他の物の移動の監視の目的で用いられています。よって、一時的かつ簡易的に用いられる紙製の封印を除き、施設の設計情報や標準分銅を収めたキャビネットに取り付けられた封印を含め全ての封印が対象となります。なお、訓令における表現を適切にするために、Ⅰにおける「国際規制物資の移動を監視する」を「国際規制物資その他の物の移動を監視する」に、Ⅲにおける「事業所等」を「工場又は事業所内」に修正します。</p>

## 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領の全部改正（案）に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	1.（4）の2行目「工場又は事業所」と、2.（2）アの3行目「工場等」とは、どちらが正しいのか？	「工場等」が正しいので、1.（4）の2行目「工場又は事業所」を「工場等」に修正します。
2	3.（1）のアの冒頭「原子力規制委員会の職員」と、6.（1）アの2行目「査察官」とは、どちらが正しいのか？	御指摘を踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における文言と並びを取り、「原子力規制委員会の指定を受けた職員」で統一し、「（以下「査察官」とする。）」及び「査察官」は削除します。
3	3.（2）アの2行目「保障措置検査員等」の「等」は誰を指しているのか？	指定保障措置検査等実施機関の職員のうち、保障措置検査員の資格を有さない職員を指します。なお、保障措置検査員の資格を有さない職員については、実地訓練を行うために、原子力規制委員会の指定を受けた職員又は保障措置検査員に同行する場合などが想定されるため「等」としています。
4	6.（1）アの2行目「氏名等」の「等」は何を指しているのか？	必要に応じて通知する場合がある検査内容を指しています。
5	8.の最終行の「確認」： 8.の6行目の「措置」についての確認が漏れているのではないのか？	御指摘を踏まえ、8.の4パラ目の「文書で改善を求めた場合」は「文書で改善を求めた場合若しくはその他必要な措置を講じた場合」に修正します。

## その他の御意見

番号	御意見（要約）
1	線量評価に関する御意見 <sup>注</sup>

注：「東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正案」に対する御意見と思われるもの。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するた  
め、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を、別表により改正する。

この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定  
の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(報告の徴収)            第七条 「1～28 略」</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔30～37 略〕</p>	<p>(報告の徴収)            第七条 「1～28 同上」</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔30～37 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

制定 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）について次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の制定について

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第7条第29項の運用について（訓令）を別添のとおり定める。

附 則

この訓令は、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）

令和●年●月●日

原子力規制委員会

## I 運用の基本的な考え方

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第61条の7に規定する国際規制物資を使用している者からの国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規則」という。）第7条第29項に基づく原子力規制委員会への報告の義務の規定は、事故損失に関する場合は核燃料物質が工場又は事業所に搬入された時点、封印若しくは装置に関する場合は法第61条の8の2第2項第4号若しくは法第68条第10項から第13項までの規定に基づく国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印がされ、若しくは装置が取り付けられた時点、からそれぞれ適用される。

2. 国際規制物資を使用している者が直ちに行う報告は文書によるものとする。文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等による報告とし、その後、文書による報告を行うものとする。

本項に基づき直ちに報告が必要な内容は、その事案の発見日時、場所、事案の概要及び推定される原因とする。

その報告があった場合、原子力規制庁は、速やかに国際原子力機関（以下「IAEA」という。）に国際約束に基づき特別報告するとともに原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

また、本項に基づき発生日から30日以内に報告が必要な内容は、事案の発見日時、場所、事案の詳細、原因分析及び再発防止対策とする。

その報告があった場合、原子力規制庁は、原因や再発防止対策について評価を行った上で、国際規制物資を使用している者からあった報告の内容及びその評価結果を委員会に報告する。

## II 事故損失に関する報告について

事故損失に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき

## 1. 目的

国際規制物資を使用している者が核燃料物質を使用する工場又は事業所において核燃料物質の事故損失が生じた場合、IAEA と我が国の国際約束に基づき委員会から IAEA に特別報告を行う必要があることから、国際規制物資を使用している者から委員会への報告を求めるものである。

## 2. 解釈

- ① 「事故損失」：操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失をいう。
- ② 「国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。」：以下（ア）又は（イ）に掲げる下限値（元素重量）未満の核燃料物質の事故損失が発生した場合は国際約束に基づく IAEA への特別報告が求められておらず、委員会に報告させる必要性が乏しいため、本項に基づく報告対象から除く。

（ア）核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第 98 条 I に規定する「施設」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。

（イ）保障措置協定の追加議定書第 18 条 j. に規定する「施設外の場所」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）において一律に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。すなわち、プルトニウム及び濃縮度 5 % を超える濃縮ウランは元素重量で 50 グラム、濃縮度 5 % 以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは元素重量で 25 キログラム。

## 3. 運用上の留意点

- ① 国規則第 4 条第 1 項の表加工事業者の項第 5 号に規定する不明物質量（核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の実在庫量との差をいう。）の原因が測定又は分析精度によるものなど、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合や、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 第 1 号等に規定する核燃料物質の盗取及び所在不明の場合は本項の対象とならない。
- ② なお、加工規則第 9 条の 16 第 1 号等に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明が発生し、その量が 2. ②（ア）又は（イ）に掲げる下限値以上の場合は、同号等における報告をもって、原子力規制庁から IAEA に国際約束に基づく特別報告を行う。

### Ⅲ 封印毀損等に関する報告について

封印毀損等に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとき

#### 1. 目的

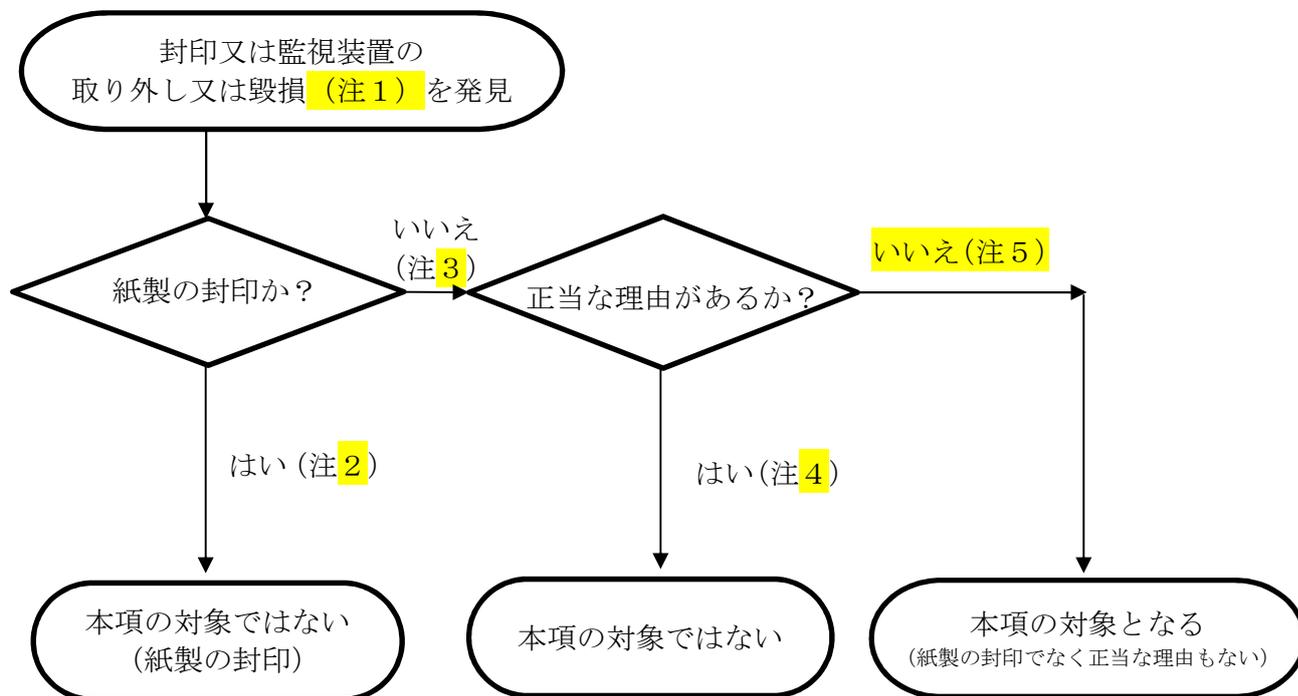
工場又は事業所内においてされた封印（紙製のものを除く。）及び取り付けられた装置は、国際規制物資を使用している者が管理する責任を有するため、国際規制物資を使用している者による適切な管理を担保する必要があること、及び封印毀損等の場合はIAEAと我が国の国際約束に基づき委員会からIAEAに特別報告を行う必要があることから、正当な理由なく取り外され又は毀損されていること（**外観から明らかに判断できる場合に限る。**）を発見したときに国際規制物資を使用している者から委員会への報告を求めるものである。

#### 2. 解釈

- ① 「正当な理由」：**封印をすること又は監視装置の取付け**が保障措置検査又は立入検査という行政事務の効率化や合理化を図るものであることから、この行政事務の効率化や合理化によって得られる社会的利益と比較衡量して、取り外し又は毀損することにより、より大きな利益が得られると考えられる場合等を指すものであり、必ずしも当該**工場又は事業所内**における正常な操業を確保するためにやむを得ない場合等を排除しているものではない。該当する例としては、IAEA又は委員会が必要と判断して取り外した場合、**火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、国際規制物資を使用している者が事前に適切な対策により防止することが困難である場合といった、国際規制物資を使用している者の管理責任が問われるべきものではない場合がある。**原子力規制庁は、国際規制物資を使用している者が判断に迷う場合は幅広く相談を**受け付けることとする。**
- ② 「封印（紙製のものを除く。）」：紙製の封印については、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もある。このことから報告させる必要性が乏しいため、本項に基づく報告対象から除く。

### 3. 運用上の留意点

IAEA 又は委員会がした封印又は取り付けた監視装置が取り外されていること又は毀損されていることを発見したときに本項の対象となるか否かについての判断フローは次のとおりである。



注1：外観から明らかに取り外し又は毀損と判断できる場合に限る。その例は以下のとおり。

- ・ 封印のワイヤーが切れている又は切れかかっていることが確認された場合
- ・ 監視カメラのへこみやガラスの破損等の外部損傷が確認された場合
- ・ 監視カメラの架台の損傷等により、監視カメラが適切に設置されていないことが確認された場合

注2：紙製の封印は、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もあるため、本項の対象とはならない。

注3：紙製の封印以外の金属封印や電子封印、監視カメラなどの場合は、正当な理由がある取り外し又は毀損かの確認が必要となる。

注4：該当する例としては、IAEA 又は原子力規制委員会の指定する職員が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、国際規制物資を使用している者が事前に適切な対策により防止することが困難である場合といった、国際規制物資を使用している者の管理責任が問われるべきものではない場合がある。原子力規制庁は、国際規制物資を使用している者が判断に迷う場合は幅広く相談を受け付ける。

注5：例えば、封印又は監視カメラが取り付けられていることを失念して若しくは知らずに毀損した場合、故意に若しくは誤って取り外し若しくは毀損した場合、又は原因不明の場合などが含まれる。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領の全部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領（原規放発第 20021926 号）の全部を、別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

## 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領

この要領は、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の規定に基づき実施する保障措置に関する立入検査等について、同時立入検査等及び単独立入検査等に関し必要な手続を定め、並びに法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき実施する保障措置検査について、同時保障措置検査及び単独保障措置検査に関し必要な手続を定めることにより、核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和 52 年条約第 13 号）及び同協定の追加議定書（平成 11 年条約第 17 号）（以下「国際約束」と総称する。）の実施を適切なものとし、もって我が国の原子力活動が平和の目的に限られることの確保に資することを目的とする。

### 1. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 事務所又は工場若しくは事業所
- (2) 同時立入検査等 国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から検査等の実施について通告があった工場等その他の場所に対して、我が国が IAEA の検査等と同時に実施する立入検査等
- (3) 単独立入検査等 法第 67 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく報告内容の確認等のために、我が国が単独で実施する立入検査等
- (4) 同時保障措置検査 保障措置検査のうち、IAEA から査察の実施について通告があった工場等に対して、我が国が IAEA の査察と同時に実施するもの。
- (5) 単独保障措置検査 保障措置検査のうち、我が国が単独で実施するもの。

### 2. 検査等の根拠条項及び場所

#### (1) 立入検査等の根拠条項及び場所

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

##### ア 同時立入検査等

別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 2 欄に掲げる場所（同表第 3 欄に掲げる検査等の実施について IAEA から通告があった場所に限る。）

##### イ 単独立入検査等

別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 2 欄に掲げる場所（同表第 4 欄に掲げる検査等の実施に必要な場所に限る。）

#### (2) 保障措置検査の根拠条項及び場所

原子力規制委員会は、法第 61 条の 8 の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 61 条の 23 の 18 第 1 項を根拠に保障措置検査を実施する。第 61 条の 23 の 2 の規定に基

づき原子力規制委員会の指定を受けた指定保障措置検査等実施機関の職員（以下「保障措置検査員等」という。）が保障措置検査等実施業務を行う場合は、同条を根拠に業務を実施する。

保障措置検査の場所は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

加工事業者等（国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 3 第 1 項に規定する加工事業者等をいう。以下同じ。）の工場等（査察に関する活動を行うことについて IAEA から通告があったものに限る。）

イ 単独保障措置検査

加工事業者等の工場等

### 3. 検査等の実施者及び実施内容

#### (1) 立入検査等の実施者及び実施内容

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時立入検査等

原子力規制委員会の指定を受けた職員は、別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 3 欄の内容を実施する。

イ 単獨立入検査等

原子力規制委員会の指定を受けた職員は、別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 4 欄の内容を実施する。

#### (2) 保障措置検査の実施者及び実施内容

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

法第 61 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた職員及び保障措置検査員等は、規則第 4 条の 2 の 3 第 3 項、第 4 条の 2 の 4 第 3 項、第 4 条の 2 の 5 第 2 項、第 4 条の 2 の 6 第 2 項、第 4 条の 2 の 7 第 2 項、第 4 条の 2 の 8 第 2 項及び第 4 条の 2 の 9 第 2 項に掲げる事項のうち必要なものを実施する。

イ 単独保障措置検査

原子力規制委員会の指定を受けた職員及び保障措置検査員等は、4. の単独保障措置検査年間計画に従って行われる規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の実在庫検査等を実施する。

### 4. 単独保障措置検査年間計画の策定

保障措置室長は、前年の年末時点において、加工事業者等の工場等のうち、IAEA との間で IAEA の査察（原子力規制委員会が行う実在庫検査と同時に実施するものに限る。）が毎年必ず実施されるものではないと合意されている工場等から規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号に規定する実在庫検査を受けるべき工場等を選定し、検査を実施する場所及び実施時期を定めた単独保障措置検査年間計画を策定する。ただし、単独保障措置検査年間計画の策定後に IAEA から査察実施の通告があった工場等については、当該計画から除外するものとする。

## 5. 検査等の実施時期

### (1) 立入検査等の実施時期

次に掲げる検査等の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

#### ア 同時立入検査等

IAEA からの検査等の実施の通告による。

#### イ 単独立入検査等

実施の必要性が生じた時期。

### (2) 保障措置検査の実施時期

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

#### ア 同時保障措置検査

IAEA からの査察実施の通告による。

#### イ 単独保障措置検査

単独保障措置検査年間計画に定める時期等とする。

## 6. 検査等の実施の通知

### (1) 立入検査等の実施の通知

#### ア 同時立入検査等

検査等の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査等の実施日時、検査等を行う **原子力規制委員会の指定を受けた職員** の氏名等を通知する。

#### イ 単独立入検査等

検査等の対象となる者に対し、あらかじめ検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う **原子力規制委員会の指定を受けた職員** の氏名を通知する。

### (2) 保障措置検査の実施の通知

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

#### ア 同時保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う **原子力規制委員会の指定を受けた職員** 及び保障措置検査員等の氏名を通知する。

#### イ 単独保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う **原子力規制委員会の指定を受けた職員** 及び保障措置検査員等の氏名を通知する。

なお、IAEA からの査察実施の通告があった場合は、同時保障措置検査として実施する旨並びに検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う **原子力規制委員会の指定を受けた職員** 及び保障措置検査員等の氏名について、当該検査の対象となる者に改めて通知する。

## 7. 検査等の実施

6. に基づき通知した実施事項について検査等を行うほか、状況に応じその他必要な事項についても検査等を行うものとする。

## 8. 違反事項の取扱い等

検査等において、国際約束を実施するために必要な国際規制物資の使用等に関する規制を行うために定める法令（この項において以下単に「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認するものとする。当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認める場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、原子力規制委員会は必要に応じて法に基づく命令その他必要な措置を講ずる。

保障措置室長は、当該事象が法令に違反しないことが確認された場合においても、必要に応じ、原子力規制委員会に報告する。原子力規制委員会は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して法第 61 条の 8 第 3 項の規定に基づき計量管理規定の変更を命じ、又は文書で改善を求める。

保障措置室長は、原子力規制委員会に報告しない事象についても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して文書で改善を求める。

原子力規制委員会又は保障措置室長は、計量管理規定の変更を命じ、又は文書で改善を求めた場合若しくはその他必要な措置を講じた場合は、必要に応じ、対応状況について翌年以降の検査等で確認する。

## 9. 検査等の結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査等の結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

別表 立入検査等の根拠条項、場所及び実施内容

第1欄 (根拠条項)	第2欄 (立入検査等の場所)	第3欄 (同時立入検査等の内容)	第4欄 (単独立入検査等の内容)
法第68条 第1項	法第68条第1項に規定する原子力事業者等の工場等	帳簿、書類その他必要な物件の検査、関係者への質問又は試料の収去のうち、IAEAから通告があったもの	規則第7条第29項に基づき国際規制物資を使用している者から原子力規制委員会にあった報告の確認又は法第61条の8第1項に定める国際規制物資使用者等による国際規制物資の計量及び管理の状況に関する確認
法第68条 第4項	法第61条の8第1項に規定する国際規制物資使用者等の工場等その他の場所	帳簿、書類その他必要な物件の検査、関係者への質問又は試料の収去のうち、IAEAから通告があったもの	法第67条第5項に基づく報告内容の確認
法第68条 第10項	法第61条の7に規定する国際規制物資を使用している者の工場又は事業所	封印又は監視装置の取付けに関する活動	封印又は監視装置の取付けに関する活動
法第68条 第11項	法第61条の7に規定する国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所	封印又は監視装置の取付けに関する活動	封印又は監視装置の取付けに関する活動